

## 令和7年11月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和7年11月19日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名
	1番 川村耕一 2番 沼尾綾乃 3番 池田雄一 4番 阿久津一男
	5番 川村光代 6番 渡邊毅 7番 小池毅 8番 手塚幸子
	9番 神山守 10番 佐藤修一 11番 吉原浩之
欠席農業委員	3番 池田雄一
出席推進委員	17名
	12番 大嶋明男 13番 秋元光藏 14番 北山隆 15番 伏木俊夫
	16番 大島一比古 17番 酒主学 18番 福田重勝 19番 星野由紀夫
	20番 福田正明 21番 佐々木俊久 22番 大貫宣秀 23番 西巻光次
	24番 福田浩一 25番 福田隆夫 26番 大島昭吾 27番 村上隆
	28番 富田順子 29番 青木容子
欠席推進委員	24番 福田浩一
傍聴人	なし
事務局	局長 大嶋正浩 係長 吉澤喜代子 副主幹 佐藤達起 主査 鶴見英明

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第23号	農地法第5条の規定による許可書の取り消しについて
第4	報告第24号	農地法第5条の規定による許可申請の交付について
第5	報告第25号	農地法第18条(通知)について
第6	議案第60号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第61号	農地法第5条の規定による許可申請について
第8	議案第62号	非農地判断願について
第9	議案第63号	非農地証明願について
第10	議案第64号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
第11	報告第26号	農業競争力強化農地整備事業(轟地区)に係る基盤整備関連経営体育成等促進計画書への意見照会について

事務局長	日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願ひいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 なお、池田雄一委員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。 推進委員につきましては、18名中17名の出席であります。 推進委員の福田浩一委員から、欠席する旨の届出がありました。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。 ただ今から、令和7年11月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)
小池毅議長	それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。
事務局長	
議長	

	5番 川村光代委員、6番 渡邊毅委員を指名いたします。
議長	<p>続いて日程第2「会期の決定」を行います。</p> <p>本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしということで、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決します。</p>
議長	<p>日程第3、報告第23号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>( 佐藤副主幹挙手 )</p> <p>はい、佐藤副主幹。</p>
佐藤副主幹	<p>それでは総会資料番号1ページをご覧ください。</p> <p>報告第23号「農地法第5条の規定による許可の取り消し」について説明いたします。</p> <p>こちらは令和7年6月19日付日農指令第5—11号で許可いたしました太陽光発電設備を目的とする5条許可関係となります。取消事由につきましては、他社への事業譲渡となります。</p> <p>当初事業の承継も検討いたしましたが、工事開始前であり、土地の所有権移転もなされていない完全に事業未着手の状態であったことから、今回の許可につきましては取り消しとしまして、新たな事業者より、再度新たに5条の申請をしてもらう形といたします。</p> <p>新たな許可申請につきましては、議案第61号の2番として、後ほど担当委員から説明をいただく予定です。以上です。</p>
議長	<p>報告ですけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>日程第4、報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>( 佐藤副主幹挙手 )</p> <p>はい、佐藤副主幹。</p>
佐藤副主幹	<p>総会資料2ページから3ページになります。</p> <p>報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。</p> <p>先月、許可書を交付した5条案件は全部で7件ございました。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在地は資料のとおりです。</p> <p>1件目につきましては、総会審議日が令和7年9月22日。令和7年10月19日付け指令番号：日農委指令第5—38号で交付しております。</p> <p>なお、許可出日が10月となりましたのは都市計画法の開発許可と許可日をそろえたことによるものです。</p> <p>他の6件につきましては、総会審議日が令和7年10月20日。</p> <p>うち5件につきましては、令和7年10月20日付け指令番号：日農委指令第5—32号から第5—36号で許可書を交付しております。</p> <p>残りの1件につきましては、栃木県農業会議の常設審議会による意見聴取を経ての許可となりましたので、令和7年10月28日付け指令番号：日農委指令第5—37号で許可書の交付しております。以上です。</p>
議長	<p>同じく報告になりますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

	それでは、次に移ります。
議長	日程第5、報告第25号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 ( 吉澤係長挙手 )
吉澤係長	はい、吉澤係長。 はい、報告第25号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は4ページから6ページになります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。 渡人、受人の住所氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。 議案書の件数が7件で、1番から4番が農業委員会、5番から7番が市農業公社の貸借権の解約となります。 なお、解約案件の2番について、農地法第3条による売買、5番について利用権の設定が予定されております。以上報告いたします。
議長	はい、同じく報告となります。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 ( 大島昭委員挙手 )
大島昭委員	はい、大島委員。 4ページの番号1番は、渡人と受人が同一人なのですが、こういった契約はあるのでしょうか。農地バンクの関係でしょうか。
議長	（ 吉澤係長挙手 ）
吉澤係長	はい、吉澤係長。 農地バンクの関係というよりは、集積の関係で同じ人物同士での貸し借りをしたものの解約です。過去においても集積の実績等の目的により、同じ人物同士でも貸し借りというものがございます。以上です。
大島昭委員	わかりました。
議長	他に何かご質問等ございますか。 ( 「なし」の声あり )
	それでは次に移ります。
議長	日程第6、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。 はじめに、吉原部会長から全体説明をお願いします。 ( 吉原委員挙手 )
吉原委員	はい、吉原部会長。 11月の担当は、担い手育成部会が行いました。 発表も同じく担い手育成部会でございますけれども、現地調査を17日月曜日に2班体制で行いました。 班の編成につきましては、1班は川村副部会長、福田正委員、佐々木委員。2班につきましては、小池会長、大島昭委員、伏木委員、それと私の2班体制で行いました。 今月は、総会資料のとおり3条が6件、5条の申請が4件、非農地判断1件、非農地証明は4件です。それぞれの担当でございますけれども、3条の1番大島昭委員、2番同じく大島昭委員、3番、4番は関連する案件でございますけれども伏木委員、5番伏木委員、6番福田正委員。続きまして5条の案件でございますけれども、1番が事務局、2番が佐々木委員、3番も佐々木委員、4番は事務局。非農地判断は事務局が担当いたしました。

	非農地証明願につきましては、1番は佐々木委員、2番が福田正委員、3番が福田正委員、4番が大島昭委員、以上でございます。よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 ( 大島昭委員挙手 )
大島昭委員	はい、大島委員。 私は、総会資料7ページ議案第60号の1番を担当しました。 本申請は、日光市大桑町地内において、贈与を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等についての資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、大桑町地内大桑小学校から北西へ500メートル位から1キロメートルに位置しています。 当該申請地は、大小合わせて11カ所に分散していまして、これが全体写真ですが、ほとんどが圃場整備した区域内にあります。区域外のものもありますが、これが贈与申請をする対象地です。 田は9筆、畠が3筆で、併せて12筆。これは約11カ所になります。面積は合計で26,572平方メートルです。 公図です。これは、圃場整備をした田の一部ですが、丁度ここにお寺があるのですが、お寺の北の方に位置します。圃場整備したところの写真です。 渡人と受人は夫婦であります、夫婦2人で所有農地を適切に管理し水稻、野菜を作付けしています。 今般、夫から妻への贈与になりますが、渡人である夫は高齢なので、妻に贈与しておきたいと、申請に及んだということでした。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 続いて現調査後の検討・協議の結果について、担当部会より報告をお願いします。 ( 吉原委員挙手 )
吉原委員	はい、吉原部会長。 説明がございましたとおり、家族内の贈与ということで何ら許可に問題はなかろうという部会での統一意見でございます。 よろしく審議のほどお願ひいたします。
議長	それでは担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。 ( 「なし」の声あり )
議長	それでは、審議を終結し採決いたします。 番号1番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 ( 全員挙手 )
議長	挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。 ( 大島昭委員挙手 )
大島昭委員	はい、大島委員。 同じく、7ページの議案60号の2番を担当しました。 本申請は、日光市芹沼地内において、売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等については資料のとおりです。 申請地は、芹沼地内豊岡中学校から南へ700メートルに位置しています。 登記簿地目は田、現況も田です。 現場の写真です。譲受人の方は家族3人で大きく水稻と野菜を作付けしています。

現場の状況は、この赤い線で囲ったところが申請地で、現場のこちら側が公国道121号線です。この図面で上のほうに国道246号線があって、ここに店舗があります。逆にいくと、ここに田があります。

それで、公図の形と現況が違う件をちょっとご覧いただきます。

今回この2筆の土地について売買しますが、田が2枚あります。1枚は細長くあるのですが、ここを真ん中から現場を割るように筆が分かれています。これを売り買いしましょうということで、現場でもこちらの田はどうするのかという話ですが、こちらは所有者不明のため、元々貸し借りしていた田だけ売り買いをするということです。ここの地主さんは明神の方で、実家は芹沼で、相続した土地だということを付け加えておきます。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは担当部会の見解の報告をお願いします。  
( 吉原委員挙手 )

吉原委員 はい、吉原部会長。  
この案件は、売買による3条申請でございます。

今、説明があったとおりでございますけれども、今回の売買に関しましては、今まで受人が耕作を引き受けてやっていた場所になりますが、公図の赤線で囲った面積に對して、1,968平方メートルのみの売買ということで申請が出てきました。

部会内では、売買する3条申請について、何ら問題はなかろうという見解でございました。

よろしく審議のほどお願ひいたします。

議長 それでは、担当部会以外の皆様方からご意見・ご質問等お受けいたします。  
( 川村耕委員挙手 )

川村耕委員 はい、川村委員  
この赤線の道路側の耕作は誰がしていたのでしょうか。同じ人がやっていたのですか。

吉原部会長 同じ人です。同じ受人が、耕作しています。

川村耕委員 持ち主は分からないのですか。

議長 ( 鶴見主査挙手 )

鶴見主査 はい、鶴見主査。

議長 持ち主につきましては登記情報を確認しましたが、公図はあるが登記簿はないということでした。

鶴見主査 実状として、渡人がこれまでずっと所有者として、農地を所有していた形ですね。

議長 その公図が無い部分については、今後、地図訂正などをしてもらって、地番や台帳を起こしてもらうような手続きを取るよう事務局としては指導して行きたいと思います。

鶴見主査 他に何かご質問ございますか。

議長 ( 「なし」の声あり )

鶴見主査 それでは、質疑を終結し採決いたします。

議長 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

鶴見主査 ( 全員挙手 )

議長 挙手全員であります。

鶴見主査 よって番号2番は、原案のとおり許可することに決します。

議 長	続きまして、番号3番、4番については関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。
伏木委員	<p>( 伏木委員挙手 )</p> <p>はい、伏木委員。</p> <p>私は、総会資料8ページ議案第60号3番並びに4番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市高原地内において、売買を目的とした3条申請です。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。</p> <p>次に案内図による説明。申請地は、3番が10筆、4番が4筆、野岩鉄道会津鬼怒川線川治湯元駅から北東へ約3.3キロメートルに位置しております。</p> <p>次に公図による説明。申請地の登記簿地目は畠、現況も畠になっております。</p> <p>こちらが全体図になっております。</p> <p>譲受人は、日光市高原に本店を置く資本金100万円の株式会社で農地所有適格法人です。</p> <p>申請地では、ホウレン草を作付けする予定です。従業員2名、臨時雇い3名を予定しており、ホウレン草栽培が軌道に乗り次第、4名程度の雇用増員を予定しています。</p> <p>なお、利用権はありません。</p> <p>写真による説明です。雨除けホウレン草という形になっております。</p> <p>今、冬なのでビニールを外している状態になっております。</p>
議 長	<p>4番も同じく譲受人は日光市高原に本店を置く資本金100万円の株式会社で農地所有適格法人です。</p> <p>申請地では、ホウレン草を作る予定です。従業員2名、臨時雇い3名を予定しており、ホウレン草栽培が軌道に乗り次第、4名程度の雇用増員を予定しております。</p> <p>公図です。合計4筆になります。</p> <p>写真による説明です。雨除けホウレン草を栽培しております。以上です。</p>
議 長	<p>以上のことから、農地法3条第2項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えています。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、担当部会としての見解を報告してください。</p>
吉原委員	<p>( 吉原委員挙手 )</p> <p>はい、吉原部会長。</p> <p>この案件は、高原地内における売買による3条申請でございます。今、説明があつたとおりでございますけれども、現地調査に行った時には、すでに今年の作付けは全て終わって、もう冬を迎えるだけになってはおりましたが、両方にホウレン草を2回ばかり作付けをするという説明をいただきました。</p> <p>申請については、何ら問題はないだろうという見解でございます。</p> <p>どうぞよろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p>
議 長	<p>( 「なし」の声あり )</p>
議 長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>( 全員挙手 )</p>
議 長	<p>挙手全員であります。</p>
議 長	<p>よって、番号3番は原案のとおり許可することに決します。</p>
議 長	<p>次に、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

		( 全員挙手 ) 挙手全員であります。 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決します。
議長		続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。 ( 伏木委員挙手 ) はい、伏木委員。 私は、総会資料8ページ議案第60号の5番を担当しました。 本申請は、日光市藤原地内において、贈与を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、野岩鉄道会津鬼怒川線龍王峡駅から南東へ約500メートルに位置します。 公図による説明。申請地の登記簿地目は田、台帳の現況地目は田となっていますが、現況は畠の状況です。 譲渡人はおじ、譲渡人は甥の関係で贈与をするものです。 譲受人から新規就労により営農計画書が提出されており、主として白菜、大根等を作付けする計画です。利用権はありません。 以上のことから農地法第3条第2項該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。
議長		ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 それでは次に、担当部会の見解を報告お願いします。 ( 吉原委員挙手 ) はい、吉原部会長。 これは藤原町地内で、おじと甥との間の贈与という3条申請です。現状を見た感想では、非常に程度が良く管理されています。上から撮った写真ではございますけれども、あの土地に行くには、隣の赤いフェンスがある家の脇からしか入って行けないということで、この赤いフェンスがある家の方が譲受人です。 管理もしっかりとされていることから、3条申請に関しては、何ら許可に問題ないだろうということでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。
議長		それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 ( 「なし」の声あり )
議長		それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号5番について、原案とおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 ( 全員挙手 ) 挙手全員であります。 よって、番号5番は原案のとおり許可することに決します。
議長		続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。 ( 福田正委員挙手 ) はい、福田委員。 総会資料9ページをお願いします。 私は、議案第60号の6番を担当いたしました。 本申請は、日光市瀬川地内において、贈与を目的とした3条申請です。 申請地は、瀬川地内、今市小学校から北西へ約800メートルのところに位置しています。 公図による説明ですが、3筆あります、登記簿地目は田、畠、現況は畠と上の三角地は現在、雑種地みたいになっております。 譲受人は、現在農業生産法人に勤務中で、今回贈与を受けて自分でやる予定だとい
福田正委員		

議長

川村光委員

議長

鶴見主査

議長

富田順子

議長

う案件です。

上の農地は現在は木が生えており、石なども重なっている非常に狭い8.5平方メートルくらいの土地です。

こちらが、田を作りたいという農地で、現在は何もやっておられません。

この青いのはただの雑草です。南側にウツギの木がずっと林になっておりまして、田を耕作するにはちょっとあまりよろしくないかなという農地の環境であります。

贈与された農地を利用して、譲渡人はここで田をやりたいという計画を持っておるそうです。

利用権はありません。

農地法第3条第2項に該当しないため要件のすべてを満たしておると考えますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

それでは、担当部会としての見解を報告してください。

( 川村光委員挙手 )

はい、川村副会長。

部会としては、ここで米を作るのはちょっと難しいかなということで、せめて野菜にしてもらおうかということで意見が出ました。

それと、この三角の8.5平方メートルの土地ですが、ちょっと3条で許可するのは難しい。ここを農地として残しておくこと自体が難しいのではないかと。本人はジャガイモを作ると言っているんですけど、とても作れるような場所ではなく、水路があるので、そこも崩れないようにやらなければいけない。そうすると、どんどん土地も減っていって、8.5平方メートルどころか、ほとんどなくなってしまうような状態になってしまいます。ここを農地として本人はやると言っていますが、農地として残して置くものではないのではないかという意見が出ました。

ここで皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

担当部会としての見解としては、木も生えている、かなり大きな石も山積みになっています。なので、この状況で雑種地なら雑種地、原野なら原野という非農地を出して、農地台帳から削除したほうが、すっきりするのではないかという見解ですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

( 鶴見主査挙手 )

はい、鶴見主査。

一昨日の現地調査で見ていただきまして、委員さんからそういった意見がありました。

事務局も受付した時点で、このような土地で本当に農業やるのですかと確認をして、やるという返事を確認しました。

一昨日の現地調査の後も、委員さんからの意見を受けて、再度譲受人に確認いたしました。

譲受人は農業生産法人の従業員でもあり、法人の小型のユンボなど使って、ここをきれいにして、当初ジャガイモを作る予定ではあったということです。しかしながら、ジャガイモには不向きなので、果樹を植えて、農地として使いたいという意思を確認しました。本人が農業をしたいという強い意思を示していますので、許可の承認をいただければと事務局としては考えています。よろしくお願ひいたします。

今、事務局からの説明もありました。

ここで、担当部会以外の皆様からご意見を伺えればと思います。

最初の頃、聞き逃してしまったのですけど、譲渡人と譲受人は、どういったご関係ですか。

血縁関係とかそういうのはないですか。

( 鶴見主査挙手 )

はい、鶴見主査。

鶴見主査	譲受人は農業生産法人の従業員です。この譲渡人とその農業法人はこれまで3条関係で売買や贈与があり、所有権移転の実績がございます。
議長	今回、案件は写真で見たとおり、この三角が狭小地で、もう一方の農地も日陰で条件が良くないということで、売買するにはちょっと適さないということで、今回、タダでもいいから贈与ということで、耕作していただきたいというよう経緯があります。
議長	他に、ご意見・ご質問ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、譲受人の意向をくみ取った形で、質疑を終結して採決したいと思います。
議長	番号6番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決します。 それでは、次に移ります。
議長	日程第7、議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」、を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 それでは、総会資料10ページをご覧ください。 議案第61号の1番についてご説明いたします。 申請地は、9月に一度、5条の申請がありまして、先月、現地調査まで実施を致しましたが、その後、申請者から取り下げの申し出があった場所となります。 取り下げ及び再申請の理由ですが、当初、親子関係で土地を贈与する計画でしたが、申請後、家族内で再度検討した結果、使用貸借に変更になったことによるものです。 こちらにつきましては、先月現地調査を行っておりますので、今回は調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。 それでは、改めて内容の説明をさせていただきます。 本申請は、大沢町地内におきまして、使用貸借による一般住宅を目的とした5条申請となります。 申請地は、大沢中学校から東へ約200メートルに位置してございます。 第2種農地であり、農振農用地には該当いたしません。 公図ですが、登記簿地目は畠、現況も畠となっております。 周囲の状況は、東側が畠、西側は道路、南側は畠、北側は道路となっております。 土地利用計画ですが、譲受人は現在父親である譲渡人の所有する住居に暮らしています。今後、県外に居住する子と同居を考えており、現在の住宅が手狭になることから父親の所有する申請地を借り受け、住居を新築するために今回申請に至りました。 敷地内に建築面積109.3平方メートルの木造平屋建ての住宅を建築する計画です。 上水は公共水道、下水は浄化槽で処理後に敷地内処理をする計画となっております。雨水につきましては、敷地内自然浸透となります。 先月行われました現地調査の写真となります。ご覧のように周囲に及ぼす影響も無いと思われます。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)

議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	( 全員挙手 ) 挙手全員であります。
議 長	よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決します。
佐々木委員	続いて、番号2番について担当委員の報告を求めます。 ( 佐々木委員挙手 ) はい、佐々木委員。 総会資料10ページをご覧ください。私は議案第61号の2番を担当しました。 本申請は、日光市山久保地内において売買により太陽光発電設備を目的として5条申請をする案件です。 申請人及び申請地等は資料のとおりです。なお、こちらは先ほど事務局から説明がございましたが、今年の6月に一度、太陽光発電設備を目的とした5条の許可をしておりますが、当初の事業者から今回の申請者に事業が譲渡されることとなったため、新たな申請があつたものです。 案内図による説明。申請地は山久保地内、日光市クリーンセンターから西へ約1.9キロメートルに位置しております。農地区分は第2種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明をします。登記簿地目は畠、現状は畠です。周囲の状況は、東側は畠、西側は畠、道路、南側は畠、北側は道路です。 土地利用図による説明をします。現地には事業の譲渡を受ける会社の担当者が立ち会いました。譲渡人は、茨城県笠間市に本店を置き、太陽光発電設備の販売、加工、保守管理を主な業務とする平成24年に設立された資本金8000万円の法人です。今回、所有者及び前事業者から同意を得ることができたため、申請地を太陽光発電設備用地として利用したく申請に至りました。 土地の利用計画ですが、敷地内に169枚の太陽光パネルを設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透となっております。周囲にはフェンスを設置する予定であります。資金計画でありますと、総事業費が1,100万円でありますと、自己資金によって賄うということであります。金融機関の残高証明書が添付されております。 写真による説明をいたします。この赤で囲まれているところでありまして、場所は前回の6月のところと全く同様であります。 以上のことから周りに及ぼす影響も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、担当部会の見解を報告してください。 ( 川村光委員挙手 ) はい、川村副部会長。 この案件につきましては、以前に一度許可しているということで、特に事業計画等も変更ございませんでしたので、許可することに問題はないのかなという部会の統一見解です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
川村光委員	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 ( 渡辺委員挙手 ) はい、渡辺委員。
渡辺委員	業者が変わった理由はどういったことでしょうか。個人的なことでなければお伺いしたいです。
議 長	はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹	詳細は確認できないところもあったのですが、もともと協力関係にある会社だということもありまして、取り組めなくなつた時にはこちらの方が受けるとか、そういう関係が元々からあったということです。今回の場所につきましても、元の会社の方で作りまして、実際の運営の方はこちらに任せることの話もあったようですが、今回は設置の段階からお願ひする形に変わつたということです。
議長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議長	それでは、質疑を終決し採決いたします。 番号2番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって番号2番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	続いて、番号3番について担当委員の報告を求めます。 (佐々木委員挙手) はい、佐々木委員。 総会資料10ページをご覧ください。議案第61号の3番を担当しました。
佐々木委員	本申請は、日光市平ヶ崎地内において、売買により貯木場を目的とした5条申請案件です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は、平ヶ崎地内今市文化会館から南西へ約450メートルに位置しております。 農地区分は、第3種農地であり、農振農用地には該当しません。 公図による説明をします。登記簿地目は田、畑、山林、現況は田、畑です。周囲の状況は、東側は田、道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路です。 土地利用図による説明をします。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を貯木場に利用する計画で、杭打ちがしてありました。譲受人は日光市内に本店を置き、山林の伐採、原木の運搬、販売を主な業務とする、平成24年に設立された、資本金100万円の法人です。現在、土沢に貯木場がありますが、事務所から遠く不便であったことから、事務所の近い申請地を貯木場として利用したく申請に至りました。 土地の利用計画。敷地内に砂利を一部敷いて使用する計画となっております。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透であります。 写真による説明です。左側の奥の高くなっている所、それから、真ん中、〇〇〇—〇と〇〇〇—〇が若干低くなっていますが、上に向かって若干、傾斜がございます。左側であります、山からの湧水が湧いているようで、山から水が出ており、水路が通っています。〇〇〇はちょっと高くなっています。全体を一枚にして使うことは、当然できませんので、〇〇〇の上の高いところ、それから右側の〇〇〇並びに〇〇〇—〇であります、こちらは別々に使っていって、最終的に真ん中は若干ならして平らにするという話であります、ある程度複数箇所に分けて貯木場として活用していくというような話でございます。 以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、担当部会から見解を報告願います。 (川村光委員挙手) はい、川村副部会長。 この土地は、第1種住居地域ということで転用することには問題ないと思われます。 また、周りの農地へ影響及ぼすことはないと思われましたので、部会の統一見解では許可相当ではないかということになりました。
川村光委員	

議長	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
富田委員	担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 ( 富田委員挙手 )
佐々木委員	はい、富田委員。 高いところと低いところとの間に水路があるという説明でしたが、他の農地への利用をしている水路ではないのですね。
富田委員	はっきりそこまでは確認はしておりませんが、現場の状況を見ると農地の水田の水路として利用されている状況ではないと判断をしております。
議長	この水路の先に田や農地はありません。 ありがとうございました。
大島一委員	はい。他に何かご質問ございますか。 ( 大島一委員挙手 )
佐々木委員	はい、大島委員。 周りに及ぼす影響はないと現地調査の意見ですけど、逆にこれ第3種なので農地に影響はないけど、ちょっと飛び出した意見かもしないけど、奥に正面に向かって沢水というのか山が深くないのでしょうかね。
大島一委員	というのは、安全保全上の問題で、土石関係は別な分野になるのでしょうかけど、材木を何立方メートル積むのか分からぬけど、許可することによって、安全保全は大丈夫ですかね。沢水がどっと行った場合に、今、線状降水帯とか年中騒いでいるさなか、逆に第3種だから住宅のほうに行くのではないかと思ったのですけど、及ぼす影響はないですかね。
佐々木委員	現場を見ますと、奥の山は、多少傾斜はありますけども、それほど急斜面という感じではなかったです。
大島一委員	急斜面というか、沢水が全部まとまって奥深くないですか。
佐々木委員	沢水でなくて、森林、沢水でなくて森林の山の深くはないですか。
大島一委員	多分この山の奥は、山久保のほうへ行くのでしょうか。
佐々木委員	この沢が、谷間の間になっているでしょう。だから、私がいっているのは、簡単にいえば鉄砲水みたい懸念はないのかなということなんですけど。
大島一委員	沢水という表現をしましたが、現場は清水が若干山の端からちょこちょこ出ているような感じでした。奥は沢という感じではなかったのですがね。
佐々木委員	線状降水帯の場合には、大雨が来た時には全体的に空から見た場合に、安全の確保は農地転用だから、法的にはあれだけれども、逆に周囲の住宅第3種というのを頭において、くどいようですが現状はちょうど水でも線状降水になった場合には、その被害はこういった谷間ところに集中しますから、保全上がそのような認識で大丈夫だったらそれ以上のことはないのですが、災害が毎年のように発生するので、現状の水は問題ないですよ。だから将来はその辺の安全確保してもらい、清水のところが側溝か何か入っているのですか。これ見た感じは、両サイドが城壁ではないけど沢の上がっていますよね。下の手前に住宅はないですか。現地調査して。
大島一委員	住宅はあります、市道挟んで。
佐々木委員	それ今矢印があるところでしょう。どっちが高いのですか左・右。
大島一委員	ここが一番低いところですね。この辺からちょっと水がポタポタ落ちているような感じで、ここをこう水が流れ、水路と言っても、見てちょっと分からぬような水路ですけども
佐々木委員	〇〇さんというところは事業所になっているのですか。
大島一委員	ここは住宅ですね。
佐々木委員	住宅。そこへぶつかってくることはないですかね、材木が。
大島一委員	その辺は、指導してもらうしかないと思うのですけど。
佐々木委員	

大島一委員	そこまで言ってあれだけど、私が言っているのはそういうことをちょっと懸念したので、やはり申請ですから承認なんかもこっちの見解、関知することではないのでしようけど、第3種ですから住宅の近隣の保全ということで言ってみたのですけど、その辺は許可する時には十分説明が必要。
佐藤副主幹	許可要件に加えることは難しいかとは思いますけれども、そういう指摘があったということで、説明させていただきます。
大島一委員	責任はないんですけど。ちょっとあれと思ったので、第3種ですから逆に住宅の保全ということで、十分にお話しておいてやってあげたらよろしいかと思います。以上です。
佐藤副主幹	了解しました。
議長	それでは許可の時にその旨確認していただくということでよろしくお願ひします。
議長	他に何かご質問ございますか。
議長	(「なし」の声あり)
議長	それでは、番号3番について採決したいと思います。
議長	番号3番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(全員挙手)
議長	挙手全員であります。
議長	よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決します。
議長	続いて、番号4番について事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。
佐藤副主幹	総会資料11ページをご覧ください。議案第61号の4番についてご説明いたします。
佐藤副主幹	申請地は農振農用地であり、4月の総会におきまして農振除外のご審議をいただきました農地となります。
佐藤副主幹	9月に農振除外の手続きが完了いたしまして、今回、農地法第5条の申請という形になりました。なお、こちらにつきましては当初と計画に変更がないことから、今回は調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。内容を説明させていただきます。
佐藤副主幹	本申請は、明神地内におきまして、売買による貯木場及び駐車場を目的とした5条申請となります。申請地は東武日光線明神駅から北西へ約900メートルに位置してございます。
佐藤副主幹	公図ですが、登記地目は田、現況も田となっております。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は河川となっております。
佐藤副主幹	申請人は木材の製材及び販売業を主な目的とし、昭和29年に設立された法人です。現在、申請地の隣接に事務所、工場を構えておりますが貯木場及び業務用車両の駐車スペースが不足していることから、申請地に事業用地を拡大するため今回の申請に至りました。
佐藤副主幹	土地利用計画ですが、申請地に貯木場及び駐車場を設置する計画です。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透となります。右側は現在の写真となります。左側は4月に撮影しました写真と状況は変わっておりません。
佐藤副主幹	以上、周辺に及ぼす影響はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。ご質問等ございましたらお受けいたします。
議長	(「なし」の声あり)
議長	それでは質疑を終結し、採決いたします。
議長	番号4番について原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		<p>( 全員挙手 )</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号4番は原案のとおり許可することに決します。</p> <p>それでは、次に移ります。</p>
議長		<p>日程第8、議案第62号「非農地判断願について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
鶴見主査		<p>( 鶴見主査挙手 )</p> <p>はい、鶴見主査。</p> <p>総会資料は12ページになります。議案第62号の1です。本申請は元々、農振農用地であり、今年4月の総会において農振除外についてのご審議をいただいた農地となります。その後、9月に農振除外の手続きが完了いたしまして、今回非農地判断願が提出されました。なお、こちらにつきましては、農振除外申請時の利用状況に変化がないことから、今回、調査部会による現地調査は行わず、事務局からの説明のみとさせていただきます。</p>
		<p>案内図です。願出地は日光市沢又地内において、台帳の現況地目は山林原野となっていますが現況は竹林となっている状況です。願出人、願出地等はそれぞれ資料のとおりです。</p>
		<p>場所は日光市立小林中学校から西へ約2キロメートルに位置しています。</p> <p>公図になりますが、登記簿地目は畠となっています。</p> <p>土地の利用図になりますが、願出地の〇〇〇—〇は昭和60年頃より竹林となっております。〇〇〇—〇については昭和36年ごろに建物を建築しましたが、その後に取壊しまして、こちら竹林になっている状況です。こちらの写真が〇〇〇—〇になります。こちらの写真が〇〇〇—〇になります。空中写真が添付されておりまして、平成2年に撮影したものです。35年以上竹林として経過しているところです。</p>
議長		<p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長		<p>それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p>
議長		<p>( 「なし」の声あり )</p> <p>それでは採決いたします。</p>
		<p>番号1番について原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長		<p>( 全員挙手 )</p>
議長		<p>挙手全員であります。</p>
		<p>よって、番号1番は原案のとおり非農地の判断について妥当とすることに決します。</p>
議長		<p>日程第9、議案第63号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。</p>
佐々木委員		<p>( 佐々木委員挙手 )</p> <p>はい、佐々木委員。</p> <p>総会資料13ページをご覧ください。私は議案第63号の1番を担当しました。</p> <p>本申請は日光市大沢町地内において、宅地として利用している案件です。願出人及び願出地は資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明をいたします。願出地は大沢地内、日光市立大沢中学校から南東へ約700メートルに位置しております。</p> <p>公図による説明。願出地は2筆で、登記簿地目は田、現状は宅地です。</p> <p>土地利用図による説明。現地には、願出人、不動産アドバイザーが立ち会いまして、現地は杭打ちがしてございました。</p>

願出地は、〇〇〇—〇番及び〇〇〇—〇番は、平成元年に工場を建築しその後、令和7年に一部工場を取り壊しましたが、現在まで継続して宅地として利用しております。

平成元年建築の建物評価証明が添付されており、36年以上宅地として経過をしております。

現地の写真。この赤で囲まれたこの建物、奥までこう入っておりますが、これが現地の状況であります。

奥のところは、手前は砂利敷になっていますがこの部分に工場があったのですけども、今年の夏に撤去したということで、現在は、砂利が敷いてあるということであります。奥の建物は、まだそのまま残っておりますが、申請人はこれをまた農地に戻して行くことが非常に困難なので、今回申請に至ったということであります。

以上のことから、証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは担当部会の見解について報告をお願いします。

( 川村光委員挙手 )

はい、川村委員。

非農地証明なのですから、〇〇〇—〇ですが、こちらは建物を壊してしまったということでした。非農地は建物が建った時から、また、木を植えられた時からが20年ということとして、私たちが見に行った時はもうその建物ない。プレハブみたいな建物だったので、基礎も無いということでしたので、見るからに今までずっとそういう建物があって駐車場などとして使っていたのだろうなという状況は分かりましたので、その〇〇〇—〇は宅地ではなく雑種地はどうかということを申請人に事務局へ確認してくださいという旨をお願いしました。

いいとなれば、〇〇〇—〇は宅地ではなく雑種地、〇〇〇—〇は建物が建っているところは宅地。特に分筆とか必要ないこの2筆なので、そういうのでいいですかねということを事務局に聞いてくださいということをお願いしたので、事務局から回答をお願いいたします。

鶴見主査お願いします。

これにつきましては、雑種地で問題ありませんので、許可書は宅地を雑種地として訂正して証明したいと考えております。

それでは、担当部以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。

よろしいですか。

( 「なし」の声あり )

それでは、質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 福田正委員挙手 )

はい、福田委員。

同じく13ページ、私は、議案第63号の2番を担当しました。

本申請は、日光市宝殿地内において、宅地として利用しております。

願出人、願出地は資料のとおりです。

案内図ですが、願出地は、宝殿地内、日光市立東中学校から東へ約300メートルほどに位置しております。

		<p>公図によりますが、登記墓地目は2筆で畠、現況は宅地です。</p> <p>現地には、土地家屋調査士が立ち会いまして、願出地は、昭和50年から宅地として利用しており50年が経っております。</p> <p>これが昭和50年の土地家屋の評価証明書になっております。</p> <p>写真ですが、立会人によりますと、杭打ちはされてなかったのですが、この前の道路は大谷石で囲まれております、周りは庭木がぐるっと一周植えられておりまして、境界には何ら問題がないという話でした。</p> <p>この黒くなっているのが後ろの北側から撮った写真なんですが、ずっともがり的に植木が植えこまれておりました。</p> <p>なお、申請人は千葉県に在住しております、現在相続手続き中らしいというお話で、将来は売却を考えているようだと立会人が話していました。</p> <p>以上のことから、証明することに問題はないと思われますのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長		<p>それでは、担当部会としての見解を報告してください。</p> <p>( 川村光委員挙手 )</p>
川村光委員		<p>はい、川村委員。</p> <p>現地写真を見ますと、まるきりもう宅地だということがはっきり分かりますので、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長		<p>続いて担当部会以外のみなさま方のご意見・ご質問をお受けいたします。</p> <p>( 「なし」の声あり )</p>
議長		<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>( 全員挙手 )</p>
議長		<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議長		<p>続いて、番号3番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>( 福田正委員挙手 )</p>
福田正委員		<p>はい、福田委員。</p> <p>続きまして、議案63号の3番を担当いたしました。</p> <p>本申請は、日光市御幸町地内において、駐車場として利用している案件です。</p> <p>願出人及び願出地は資料のとおりです。</p> <p>願出地は、日光市日光行政センターから西へ約250メートルに位置しています。</p> <p>公図ですが、登記簿地目は畠、現況は駐車場です。</p> <p>現地には土地家屋調査士が立ち会いまして、杭打ちがしてありました。</p> <p>願出地は、昭和50年ごろから駐車場敷地として利用しております、現在までそのまま利用、25年以上経っております</p> <p>空中写真ですが、場所も小さくてわかりづらいのですが、ここです。</p> <p>写真です。手前が市道になっていて、この車があるところ赤線がその場所です。</p> <p>以上のことから証明するに問題ないと思われますが、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>続いて、担当部会としての見解を報告願います。</p> <p>昭和50年ごろから駐車場敷地として使っているということで、現在、砂利敷となっておりまして、実際この手前にも車が停まっておりました。ロープで区画を作ってあって使用しておりました。</p> <p>25年以上経過しているということで証明することに問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
川村光委員		

議 長	続いて、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等お受けいたします。 ( 「なし」の声あり )
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	( 全員挙手 ) 挙手全員であります。
議 長	よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議 長	続いて、番号4番について担当委員の報告を求めます。 ( 大島昭委員挙手 )
大島昭委員	はい、大島委員。 総会資料13ページ議案第63号の4番を担当しました。 本申請は日光市轟地内において、宅地として利用している案件です。 願出人、願出地等は資料のとおりです。 願出地は、轟地内、轟小学校から北東へ80メートルに位置しております。 公図です。登記簿地目は畠、現況は宅地です。 これが土地利用図です。願出地はこの〇〇—〇番。この赤い囲った土地ですね。これが国道461号線です。 この建物が平成15年に新築をしたということですが、ここに元々家が建っていました、それを平成15年の時に取壊してここに新しく建て直したということです。 今般この土地を願出人が相続して、畠であることに気がつきまして、農地ではなくしたいと願出たという話です。 これも願出人の所有なんですけれども、こちらは、4条の許可を取っていまして、もう農地ではないです。こちらは元々からの宅地になっていて、こちらは問題ないです。農地として残っているのはここだけということです。 これが平成15年建築の建物評価証明になります。 これ写真です。この平成15年に作った建物はこれですね。これが国道461号線です。現場には、本人と行政書士、司法書士も兼ねている人が立ち会いまして、現場にこのようにポールで明示してありました。 以上のことから証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどお願いします。以上です。
議 長	それでは、担当部会の見解について報告をお願いします。 ( 吉原委員挙手 )
吉原委員	はい、吉原部会長。 この案件につきましては、轟地内で宅地として利用しているということです。 現調査行いました時も、農地であったという形跡はほとんどありませんでした。 写真にある家が建つ以前から宅地として利用していて、今回平成15年の建物評価証明が添付されていて、既にもう22年以上経過しているということですので、証明することに問題なかろうという部会での見解でございますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
議 長	それでは、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 ( 酒主学委員挙手 )
酒主委員	はい、酒主委員。 確認ですが、平成15年に新築したということですけど、その時に、建築確認申請は受けてないということでよろしいのですね。確認申請出すとなれば、農地と分かるはずなんですけど。
議 長	( 鶴見主査挙手 )

鶴見主査	はい、鶴見主査。
	確認申請の有無については事務局では確認しておりません。確認すれば、その時に農地であるかないかは分かるかと思いますが、その時に本人が、農転なり何なりしないとそのまま農地で残ってしまいます。確認申請は、農地に関する許可が許可要件にはなっていないですから、こういうことが起きてしまうといいましょうか、農地で残ってしまうケースが出てくるという状況です。
酒主委員長	わかりました。
議長	他に何かご質問ございますか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、採決に移ります。
	番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 挙手全員であります。
	よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決します。
議長	続いて、日程第10、議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
	(鶴見主査挙手) はい、鶴見主査。
鶴見主査	議案第64号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」ご説明をいたします。
	本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱の第6の6の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求めております。
	総会資料は、14ページから95ページになります。
	件数は122件で、面積合計は589筆で、959, 126, 96平方メートルとなります。
	「設定する者（渡人）」「設定を受ける者（受人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
	以上の計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	審議に移る前に、議案書28ページの21番について、審議したいと思います。
	ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、11番吉原浩之委員の退席を求めます。
	午後4時29分 吉原委員退席
議長	それでは、21番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。 よろしいでしょうか。 (「なし」の声あり)
	質疑を終結し、採決いたします。
	議案第64号のうち、21番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手) 挙手全員であります。
	よって21番については、原案のとおり決定することに決します。
	ここで、吉原浩之委員の着席を認めます。

午後4時30分 吉原委員着席

議 長	<p>それでは、議案第64号のうち、21番以外について審議いたします。 ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり)</p> <p>質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第64号のうち21番以外の案件について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、挙手全員であります。</p> <p>よって、21番以外の案件について原案のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第11、報告第26号「農業競争力強化農地整備事業（轟地区）に係る基盤整備関連経営体育成等促進計画書への意見照会について」を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>(吉澤係長挙手)</p> <p>はい、吉澤係長。</p> <p>それでは、本日追加でお配りしました報告第26番の資料をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、圃場整備の実施に伴い基盤整備関連経営体育成等促進計画の実現性についての意見を求められまして、その内容を確認した結果、実現可能と判断したことについての報告です。</p> <p>この計画は、日光市農政課が作成し、農業構造再編の目標、農業地の流動化計画、経営体等育成計画、土地利用計画等をまとめたものになります。</p> <p>意見書につきましては、令和8年度農業競争強化農地支援事業の採択申請に対しまして、併せて栃木県へ提出されるものです。</p> <p>以上報告いたします。</p> <p>報告になります。</p> <p>質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
吉澤係長	<p>以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>以上を持ちまして、令和7年11月日光市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議 長	<p>(閉会) 午後4時34分</p>